

# 大和高田市人権施策に関する基本指針

 **大和高田市**



## 目 次

		頁
第1章	基本指針の改訂にあたって	
	1 基本指針改訂の趣旨と経緯	1
	2 基本指針の位置づけ	2
	3 人権施策の理念	2
第2章	人権教育・啓発の現状及び方向性	
	1 就学前教育及び学校教育における人権教育	3
	2 社会教育における人権教育	4
	3 人権啓発の取組と手法	5
第3章	重要課題への取組	
	1 女性	6
	2 子ども	8
	3 高齢者	9
	4 障がいのある人	10
	5 同和問題（部落差別）	11
	6 アイヌの人々	13
	7 外国人	14
	8 HIV感染者・ハンセン病患者等	15
	9 刑を終えて出所した人	16
	10 犯罪被害者等	16
	11 インターネットによる人権侵害	17
	12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	18
	13 ホームレス	19
	14 性的指向	19
	15 性自認	20
	16 人身取引（トラフィッキング）	20
	17 東日本大震災に起因する人権問題	21

第4章	人権文化が確立された社会をめざして	
	1 推進体制の整備	22
	2 人権意識の確立	22
	3 相談・支援体制	23
	4 関係機関・団体等との連携	23
<b>【資料】</b>		
	・用語解説	24
	・世界人権宣言	26
	・人権擁護都市宣言	30
	・大和高田市人権擁護に関する条例	30
	・奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例	31
	・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	32
	・大和高田市男女共同参画推進条例	33
	・大和高田市人権啓発推進本部設置規程	35
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	36
	・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律	36
	・部落差別の解消の推進に関する法律	37

## 第1章 基本指針の改訂にあたって

### 1 基本指針改訂の趣旨と経緯

日本国憲法には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と規定されています。

また、1948（昭和23）年に採択されました「世界人権宣言」にも「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記されています。

近年、国際的に「人種差別撤廃条約」、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」など、人権に係る規約や条約が相次いで批准、採択されています。

これらの条約の具体化を各国に促すために、1995（平成7）年に国連で「人権教育のための国連10年」が決議され、その精神を受けついで、「人権教育のための世界プログラム」が展開されています。

他方、国内に目を向けますと、「男女共同参画社会基本法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、などが施行され、あらゆる人権擁護、保護のための対策が整備されています。2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「女性活躍推進法」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行等、人権確立への取組が進展しています。

大和高田市では1974（昭和49）年に「人権擁護都市宣言」が可決され、1997（平成9）年には「大和高田市人権擁護に関する条例」を制定、2000（平成12）年には「人権教育のための国連10年・大和高田市行動計画」を策定、その後、本市の人権施策の基本となる「大和高田市人権施策に関する基本指針」を2006（平成18）年に策定しました。

しかし、このような取組にもかかわらず、依然として差別事象や人権侵害が起り、社会的弱者といわれる人たちにそれが向けられるといった人権問題が存在しています。そして、社会の変化に伴う新たな形態の人権問題や経済的格差の拡大にかかわる貧困問題、インターネット等を悪用した人権侵害が顕在するなど、多様化する人権問題に対応するため、また、時局に即して見直すこととしているため、このたび、改訂するものです。

## 2 基本指針の位置づけ

この基本指針では、人権の普遍性の概念を明らかにするとともに、個別の人権課題についてアプローチし、行政施策推進の方向を示しています。

また、「大和高田市人権擁護に関する条例」に掲げる理念を実現するための基本的な考えを表し、今後、各部署において各種計画の策定や見直しを行う場合には、この指針の趣旨を尊重し、整合性を図るよう努めるものとします。

また、市民や各種団体等についても、人権尊重の理念を基本に、本指針の実現に協力されることを期待しています。

さらに、本指針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に基づくとともに、「第4次大和高田市総合計画」と整合させることも目標としています。

## 3 人権施策の理念

人権は、生まれながらに人間が等しく持っている権利で、人が人として人間らしく自由で平等に暮らすというように表現されています。

憲法では、平等権、思想・信教の自由、集会・結社・表現の自由、社会権、黙秘権などが規定されています。

人権問題は、これらもともと保障されている権利が阻害されるために生じる課題であって、その是正を施策として展開する必要があります。

すべての市民の人権が、自分の人権だけでなく他人の人権も尊重され、思いやりの心を育む、人権文化が創造されるまちづくりをめざすことを人権施策の理念とします。

## 第2章 人権教育・啓発の現状及び方向性

### 1 就学前教育及び学校教育における人権教育

小・中学校から高等学校等に至る時期は、社会生活に必要な基礎的な力、いわゆる「生きる力」を身につけ、心豊かな人間に成長するうえで重要な時期です。しかし、少子化等の影響で、群れて遊ぶことが少なかったり、生活の利便性や効率性を追求するあまり、社会全体において日常的な人とのかかわりが少なくなったりしている現実があります。人間関係が希薄になり、しかも豊富な体験活動を十分に積む機会が少ない子どもたちの中には、人や自然・社会とかかわることが苦手であったり、自分の思いを相手にうまく伝えることができなったりする場面も増えています。また、いじめ、体罰、児童虐待等、子どもの人権を侵害する事象も発生しています。さらに、不登校や高校中途退学者の増加など教育保障の観点から取り組まなければならない課題も山積しています。

こうした中、文部科学省は「人権教育の指導方法等の在り方について〔第1次とりまとめ〕2004（平成16）年〔第2次とりまとめ〕2006（平成18）年〔第3次とりまとめ〕2008（平成20）年を出し、人権に係る概念や人権教育がめざすものについて明らかにしました。その中で「一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりにむけた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。」と示されています。他者の尊厳を尊重できる人間になるためには、まず、自分を「価値ある人間である」と肯定的に自覚し、自分の立場と生き方に誇りをもつことが重要です。いわゆる「自尊感情」はそれにあたり、確かな人権意識や人権感覚を育むための基礎的な力といえます。

各学校においては、「差別の現実に深く学ぶ」というこれまでの教訓を大切にしながら、「大和高田市学校教育の指導方針」や県教育委員会が作成した「人権教育推進プラン」に基づいて、それぞれの学校の実情や特色、地域の実態を踏まえた人権教育の年間指導計画を作成し、すべての教職員が計画的・継続的な指導を行っています。また、人権教育推進教員や教育推進教員を中心に、特に教育的課題を有する児童・生徒に寄り添いながら、その課題克服に取り組むとともに基礎学力の定着を図るための研究も進めているところです。

また学校教育につながる就学前教育（幼稚園、保育所、こども園）は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期にあり、「人権を大切に育む心」を育てる保育が重要であります。そのためにも一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育成することを願い、学校教育との密

接な連携を進め、就学前教育の推進を図っていかなければなりません。

今後も大和高田市人権教育研究会の活動を支援するとともに、大和高田市人権教育推進協議会とも連携しながら、教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解・認識し、自らの人権感覚を磨く営みを継続していかなければなりません。

## 2 社会教育における人権教育

今日の社会において、人々の人権意識は、高まりを見せてきていますが、私たちの生活を振り返ると世間体や「イエ」意識にとられるあまり、一人ひとりが自らの考えや意見を主張することが妨げられたり、互いの人権を大切にすることを難しくしたりしてきた側面があります。加えて、社会の進展の中で、個を大切に意識が育まれた反面、他者との人間関係づくりに難しさを感じている状況もみられます。これは、県民意識調査の、「社会についての思い」の結果からもうかがえます。

他方、同和問題等の解決をめざして、地区別懇談会、行政や企業における研修会などが取り組まれ、人権や差別についての正しい理解、認識の定着、人権意識の高揚に成果をあげてきました。しかし、人権の視点で自らの生活を見つめ、社会生活が豊かといえるまでには高まりを見せていない感があります。

そこで、あらためて人権学習を生涯学習のひとつと位置づけ、家庭、地域、職場等のさまざまな場面で、人権尊重の意識を高めるための学習を行う必要があります。

家庭教育の充実をめざしたこれまでのさまざまな取組にも、市民の関心は徐々に高まってきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。特に、児童虐待など子どもの人権をとりまく状況には厳しいものがあります。県民意識調査から、大半の人は、児童虐待の疑いがあれば、積極的な介入を望んでいるので、今後の取組を強化する必要があります。

家庭教育は、人格形成のための一番身近なところにあります。豊かな心や思いやり、生命を大切に育む心など、人格形成の基礎を育む上で最も重要な教育と言えます。そのため、育児教室、子育て応援セミナーなど、親子がともに人権感覚を身につけるよう、親の学習機会の充実や情報の提供とともに、子育てに不安や悩みを抱かえる親等への相談の充実を図ってきました。

地域の活動としては、大和高田市人権教育推進協議会が中心となり、校区人権教育推進協議会主催の地区別懇談会を設定し、市民の人権意識の高揚を図ってきました。また市民対象の人権セミナーやリーダー養成のための人権教育研修会も実施してきました。さらに地域における青少年の育成活動として、各青少年会館では日々の活動や「子ども人権学習活動」を通して、人権意識を高め、人権を尊重する主体的な力を培う活動を進めています。

今後、あらゆる人権課題の解決のために、人権課題を自らの課題として捉え、



「差別のない明るいまちづくり」に向けて、家庭と地域との連携した取組がさらに重要となってきます。

また、企業における人権教育は、大和高田市企業人権教育推進協議会や関係機関と連携しながら、一人ひとりを大切にする職場づくりのための研修や日常活動の取組の推進に努めます。

子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたり人権を大切にする学習に取り組めるよう、生命、健康、さらに高齢社会、男女共同参画社会、多民族・多文化共生社会などの課題に対し、市民一人ひとりが主体的に人権意識の高揚を図れるような学習機会が重要となってきます。

誰もが自分の好きなときに、好きな場所で、自分にあった学習ができる環境の整備が必要となります。

### 3 人権啓発の取組と手法

あらゆる差別を解消し、お互いの人権が尊重される社会を実現するためには、啓発活動を充実させることが重要です。

これまで、1989（平成元）年に「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」が設定した「毎月11日は人権を確かあう日」の啓発活動として、毎月11日に啓発物品配布による街頭啓発、近鉄高田市駅前及び市庁舎ロビーの電光掲示板での啓発、4月には「人権を確かめあう日」の県内一斉集会を開催してきました。

また、広報誌に「人権シリーズ」のコーナーを設けて、毎月啓発記事の掲載や、インターネットの大和高田市のホームページに人権教育・啓発用のビデオの一覧を載せて貸し出しを行い、加えて人権スポットを掲載し、啓発に努めています。

7月には、「差別をなくす強調月間」の行事として、「差別をなくす市民集会」を開催し、広報車による巡回啓発、人権啓発ポスターや標語の募集、祭りやさまざまな催しでの啓発物品の配布、啓発冊子「扉」を発行し全世帯に配布、各隣保館では講演会、パネル展など多彩な啓発活動を展開してきました。

今後は、市民のニーズを適確に把握し、それぞれが人権問題を自分の問題として捉え行動に結び付けられるような取組が必要です。

また、1997（平成9）年に制定された、「大和高田市人権擁護に関する条例」を受けて開設された「ふれあい広輪塾」を活用して、市民による市民のための、市民に受け容れられやすい啓発活動の充実をめざします。

さらに、様々な人権問題に係る今後の取組について、大和高田市人権啓発推進協議会に適宜意見を求めながら、より効果的な啓発手法を生み出すよう努めます。

## 第3章 重要課題への取組

### 1 女性

#### (1) 現状及び課題

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮しながらあらゆる分野に対等に参画し、喜びも責任も分かち合える社会のことです。少子高齢化、人口減少が進む社会において、将来にわたり、活力ある社会を維持していくためには、多様な人材を活用し新たな発想を取り入れていくことが重要です。しかし、社会の様々な分野には、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣習が根強く残っています。男女共同参画社会は、男性も女性もすべての人が、就労の場、地域、家庭等あらゆる場面で活躍できる社会です。2015（平成27）年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）」が成立し、「すべての女性が輝く社会」の実現に向けた第一歩を踏みだしました。

本市においては、1997（平成9）年に「男女共同参画プラン ビッグステップ」を策定し、2002（平成14）年には「男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、さらなる取組を進めるために、条例の基本理念に基づき、2007（平成19）年に「男女共同参画プラン ビッグステップ（第2次）」の策定、2017（平成29）年には、「市民一人ひとりが心豊かに暮らせる男女共同参画社会」の実現めざして「男女共同参画計画 ビッグステップ（第3次）」を策定しています。この第3次計画は、国の「男女共同参画社会基本法」「DV防止法」「女性活躍推進法」に規定する計画にあたります。女性の就労支援や男女の仕事とその他の生活の両立支援、DV対策などすべての人があらゆる場面で活躍できる男女共同参画のまち・大和高田市の実現に向けて、行政と市民など地域社会が一体となった取組を進めるために2003（平成15）年に設立した「ヒート ハート たかだ（大和高田市男女共同参画推進市民会議）」をはじめ市民や市内事業所、地域活動団体、市民活動団体などと協働・連携し、さらなる取組を推進します。

#### (2) 施策の方向について

- ① 誰にとっても暮らしやすく、活躍できるまちにするために、「女性はこう、男性はこう」と性別で役割を決める考え方を解消し、男女平等・男女共同参画の考え方を浸透させることが必要です。市政に男女平等・男女共同参画の考え方を反映させると同時に、市民・事業所・地域や市民活動などに働きかけていきます。
- ② 子どもたちが、性別にかかわらず、のびのびとそれぞれの個性と能力を発揮して、よりよい人間関係を築き、経済的自立・社会的自立ができるよう、

学校や家庭、地域で男女平等、人権尊重の学習機会を提供します。また、市民一人ひとりが長い人生を自らが設計し、主体的に生き、生涯にわたって継続して学ぶことができるよう、学習機会を提供します。

- ③ 経済活動や地域社会等で活躍する女性が増えてきましたが、様々な分野の政策・方針決定の場で活躍する女性の数は多くありません。これまで、男性中心で物事が決定されることの多かった分野に女性が参画することは、多様な視点で物事がみられ、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。市政、働く場、地域活動等の意思決定の場に女性が参画できるよう様々な取組を進めます。
- ④ 働きたい女性や男女労働者が、自身の個性と能力を十分に発揮して、自分らしく働けるよう、職場における固定的な性別役割分担意識の解消、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた働きかけ等、事業所、女性労働者、男性労働者に対して、就労についての様々な支援を推進します。
- ⑤ 人口減少、高齢化が進む中で、活力ある地域社会を維持するためには、子育て支援やまちのにぎわいづくり、防犯・防災等の市民活動・地域活動に男女が協力しながら参加・参画していくことが大切です。男女共同参画の視点を取り入れて、多世代の住民の地域活動への参加・参画を促進します。特に、男性は、固定的な性別役割分担意識や社会の慣習によって、仕事以外のことにかかわる機会を阻害されてきました。今後は、子育てや介護、地域の活動、自己啓発などに積極的に参加・参画していけるよう取り組みます。
- ⑥ 女性の心身の状況は、思春期、出産期、更年期、高齢期など人生の各段階で大きく変化します。また、男性は、「強くあること」を求められ、生きづらさを感じ、心身に不調をきたす場合もあります。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、女性の自己決定権を尊重しつつ、男女の生涯を通じた心身の健康のための支援を行います。
- ⑦ 配偶者等からの暴力（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、痴漢、売買春、児童買春、人身取引等の女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。人権意識を高め、あらゆる暴力を許さない社会をつくるために、広報啓発、学習機会の提供、相談体制などを充実します。また、被害者に対しては、相談から保護、自立支援と切れ目のない支援を充実します。
- ⑧ 非正規雇用やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。また、障がいがあること、外国人であること、同和地区出身者であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。安心して相談できる窓口の整備・充実、能力開発、社会参画促進、就労促進のための支援を充実します。

## 2 子ども

### (1) 現状及び課題

いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕など、子どもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

1989（平成元）年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条例」が採択され、我が国も1994（平成6）年4月に、この条例を批准しました。

また、社会問題化しているいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、2013（平成25）年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

そのような状況の中で、子どもに対する虐待・暴力の増加、また学校でのいじめ・不登校、青少年の非行など問題が深刻化していることは、本市においても例外ではありません。

こうした状況を踏まえ、2002（平成14）年に総合的な子育て支援計画として大和高田市少子化対策実施計画「すこやか さわやか 子育てプラン」を策定し、子育て支援策の推進に取り組みました。また、2003（平成15）年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2005（平成17）年には大和高田市次世代育成支援行動計画「新・すこやか さわやか子育てプラン」前期計画を策定し、2010（平成22）年にこの計画の見直しを行い、後期計画として新たに策定しました。本計画においては、“元気な高田 誇れる高田”のまちづくりを担う次世代の健やかな成長を願うため、子どもの育ちを支えあい、夢と希望をもって結婚・子育てができるまちづくりを基本理念とし、子どもの主体性や利益が最大限尊重される地域づくりに努めています。基本目標として「安心とゆとりのある子育て環境づくり」等を掲げ、子どもの人権が尊重される環境づくりに努め、心豊かな人間性を育む教育をめざしています。

### (2) 施策の方向について

- ① 児童虐待については、「大和高田市虐待防止ネットワーク」を中心に、関係機関・団体との情報の共有と連携の強化を図り、児童虐待等の防止・早期発見に努め、子どもの権利の保護に努めます。
- ② 青少年の健全育成については、青少年センターが中心となり、体験活動ができる機会の提供や教育相談、不登校児童・生徒に対する自立支援等のいじめ・不登校対策の推進に努めます。
- ③ 学校・幼稚園・保育所・こども園を中心とした保育・教育活動では、人権教育の推進とともに幼児・児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を大切

にし、その個性や能力を伸ばす教育を家庭・地域と連携しながら実施し、「豊かな心と生きる力」の育成を推進します。

- ④ 安心とゆとりのある子育て環境づくりのため、母子保健医療や子育てに関する相談・支援体制の充実、子育てにやさしい生活環境の整備などを推進します。
- ⑤ 子どもの人権が守られ、その健全な成長を見守るため、自治会を中心とした地域社会、民生・児童委員や学校関係者が一体となったサポート体制の確立に努めます。

### 3 高齢者

#### (1) 現状及び課題

我が国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中で、高齢者に対する就職差別、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）等といった高齢者に対する人権被害が大きな社会問題となっています。

1992（平成4）年10月の国連総会において、1999（平成11）年を「国際高齢者年」とする決議がされました。我が国でも、1998（平成10）年7月、「国際高齢者年」における取組の基本的考え方について、関係省庁の申合せがされたほか、この間、1995（平成7）年12月には、「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年7月、同法を受けて「高齢社会対策綱」が作られました（2001（平成13）年12月に見直し）。また、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、2006（平成18）年4月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

現在の日本の平和で繁栄した社会づくりには、高齢者が大きな貢献をしてこられました。このような高齢者が住みなれた地域で、人権が尊重され、安心して尊厳と生きがいのある生活を営める社会を実現することが重要です。

高齢者の人口が増加するなかで、介護を必要とする高齢者に対する介護者の肉体的・心理的虐待をはじめ、高齢者に対する就職差別、高齢者の財産をだまして奪い取るなどといった高齢者の人権を侵害する深刻な問題も増加傾向にあります。これは極めて憂慮すべきことであり早急な対策が必要です。

高齢者との日常的な交流を促進し、「老い」がマイナスのイメージとして捉えられることをなくし、高齢者の豊富な経験や知識が十分に生かされ、尊重される社会を創ることが重要です。

#### (2) 施策の方向について

- ① 高齢者の問題を、全ての世代の問題として捉え、高齢者介護などの支援

を社会全体で支える気運を高めるための啓発を推進します。

- ② 病弱な高齢者が安心して暮らせるよう、日常生活を支えるため介護サービス、保険、医療、福祉サービスの充実を図ります。
- ③ 高齢者の自立支援、社会参加を促進する体制を整備し、高齢者が長年にわたって培ってきた豊かな経験や知識をいかせるような就職機会や働く場の情報提供に努め、「長生きして良かった」と実感できる社会の実現をめざします。
- ④ 判断能力が不十分な高齢者のプライバシーの保護、権利擁護のため「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の利用促進を図り、支援体制の整備・充実を図ります。

## 4 障がいのある人

### (1) 現状及び課題

2016(平成28)年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が施行されました。この法律では、「障がいを理由とする差別」を禁止しています。「障がいを理由とする差別」とは、「不利益な取り扱い」と「合理的な配慮の不提供」があります。これを受けて、障がい者の差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する考え方を示した基本方針が定められたほか、国の行政機関においては基本方針に即した職員の取組についての対応要領を作成し、主務大臣は事業者の取組に関するガイドラインを作成しました。また、奈良県でも「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障がいを理由とする差別の禁止、相談体制の仕組み、障がいのある人に関する理解の促進について示しています。

さらに、政府は、2013(平成25)年9月に「障害者基本計画(第3次)」を策定し、障がい者施策を推進しています。

あわせて、我が国は、2014(平成26)年1月、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

このほか、自立する障がい者が増えたり、社会参加や生活の利便性向上への意欲の高まりを見せるなど、障がい者を取り巻く環境は、確実に変化しつつありますが、物理的にも社会的にもまだまだバリア(障壁)が厚く、雇用や社会活動など様々な場において、障がい者の自立や社会参加が妨げられている状況があります。

また、偏見や差別が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もあります。

障がいや障がい者に対する偏見や誤った認識から、本人や家族が、教育、雇用、結婚などにおいて差別的な言動を受けるといった心理的な側面と、道路の

段差や階段、障がい者用トイレの不備等の物理的な側面があることから、ノーマライゼーションの方向に進みつつあるとはいえ、まだまだ障がい者が地域社会で安心して自立して生活できる状況にはなっていません。

## (2) 施策の方向について

- ① 障がい者の自立と社会参加をより一層推進していくとともに、「ノーマライゼーション」の理念をさらに深化させ、実現させるための啓発・広報活動を充実します。また、幼少期からの継続的な取組が必要なことから、保育所、幼稚園、こども園、学校においても障がいに対する正しい理解を深める教育を推進します。
- ② 「障害者の雇用の促進等に関する法律」にのっとり、職業安定機関と連携して雇用対策協議会を通じ、多くの障がい者が働く場所を持ち、社会経済活動にも参加できるように企業の理解と協力を得られるように努めます。また、各種情報提供に努め、雇用の促進と職業の安定を図り、法で定められた雇用率を上回るよう努めます。
- ③ 障がい者が抱える課題についての認識をより一層深め、すべての人々が自分自身の問題として理解・認識ができるように、各種スポーツ大会、催しの開催や作業所まつり等への参加・参画を推進します。
- ④ 障がい者が地域で快適に暮らしていくことができるように、在宅福祉サービス事業で日常生活を援助することにより家族や介護者の負担を軽減するとともに、外出支援を行い社会参加の促進を支援します。
- ⑤ 公共機関や民間施設等のバリアフリーのより一層の整備を図り、だれもが地域で安心して快適に暮らせる人権文化があふれるまちづくりを推進します。

## 5 同和問題（部落差別）

### (1) 現状及び課題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、1969（昭和 44）年以來 33 年間、同和対策事業特別措置法に基づき、さまざまな施策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、結婚における差別、差別発言、差別落書き、問い合わせ等の事案は依然として存在しています。また、インターネット上で、不当な差別的

取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけかねないものであり、決して許されないものです。このような状況の中で、2016（平成 28）年 12 月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけかねないものであり、決して許されないものです。

そういった現状を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、また「大和高田市人権擁護に関する条例」に基づき、同和問題を重要な人権課題のひとつとして位置づけ、引き続きその解決に向け取り組んでいきます。

## （２） 施策の方向について

- ① 同和对策に係る特別法失効後の基盤整備の進め方は、一般対策の中で、これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じて、周辺地域を含めた「まちづくり」として施策を実施していきます。

また就職の機会均等を保持し、就職を促進するため、関係機関と連携しながら、職業相談や求人情報の提供を進めます。また雇用主や採用担当者に対する指導、啓発に努めます。

- ② 差別意識解消に向けての活動は、学校教育だけでなく、大和高田市人権啓発推進本部、大和高田市人権教育推進協議会の活動を中心として、人権が尊重される明るい家庭・学校・幼稚園・保育所・こども園・地域・職場づくりの取組を進めていきます。
- ③ 学校教育については、「差別の現実に学ぶ」ことを基本においた人権学習を推進し、豊かな人権意識や人権感覚が身につくように児童・生徒を育成します。また就学前教育については、集団生活を通しての保育・教育の推進、身体や言葉を育て、なかまへの連帯感を養うとともに基本的な生活習慣・態度を身につけることで、「人権を大切にする心を育てる」保育・教育を推進します。
- ④ 青少年会館に関しては、子どもたちの「居場所」であり、遊びや活動を通して、豊かな人間性や人権を大切にする心が育まれる場、子育てを通じた保護者の交流の場として、学校や地域の協力を得ながら、事業を展開します。特に地域の教材化、地域の人との交流を大切にしながら、学習や活動を進めます。
- ⑤ 隣保館に関しては、特別法の失効後 2002（平成 14）年の国の設置運営要綱では、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行うこと」が期待されており、従来の「同和



問題の解決に資する」から「人権課題の解決のため」とその対象となる人権課題が広がったことを踏まえ、地域の実情や事業の必要性の的確な把握に努め、総合的、効果的な施策を実施していきます。そのための人材育成にも取り組みます。

- ⑥ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行により、部落差別に関する相談体制の充実を図り、部落差別を解消するための教育・啓発を行います。

## 6 アイヌの人々

### (1) 現状及び課題

アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に断承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

政府は、2007（平成 19）年 9 月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、2008（平成 20）年 6 月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、2009（平成 21）年 7 月に報告書が取りまとめられました。同報告書を受けて、2010（平成 22）年 1 月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。同会議における了承を得て、2014（平成 26）年 6 月に「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

### (2) 施策の方向について

- ① アイヌの人々がアイヌの人々であることを理由に不当な差別や偏見を受けることなく、人権とその文化が尊重され地域社会の中で幸せに生活ができるよう、人権教育啓発を推進します。
- ② アイヌ語やアイヌ伝統文化に対する理解を深め、アイヌの人々の文化を尊

重します。

- ③ 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」について正しい知識を普及・啓発します。

## 7 外国人

### (1) 現状及び課題

在日外国人の居住状況は、2018（平成 30）年 1 月現在、外国人登録者は 295 世帯、572 人で市の総人口に対する割合は約 0.87%にあたります。

国際化が進展する中、就労や結婚のためアジアや南米の国々から来日された方々や、戦前の政策の結果として朝鮮半島から労働者等として渡日されてきた方々の子孫が在住されています。1977（昭和 52）年に閉鎖された「大日本紡績株式会社高田工場」でも、多くの朝鮮人が本市に居住し、工員として働いていました。

外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされるという事案が発生しています。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

今日、我が国に入国する外国人は増加しており、2016（平成 28）年には 2,322 万人（再入国者を含む。）で、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

また、近時、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、2016（平成 28）年 6 月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

### (2) 施策の方向について

- ① 在日韓国・朝鮮人をはじめ、市内に在住する外国人に対する偏見と差別の歴史的な経緯、社会的背景を正しく理解し、様々な文化、習慣、価値観の違いを認めあい、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、ともに地域を支え合う豊かで活力ある、多文化共生社会づくりを推進します。
- ② 学校教育・社会教育において、在日韓国・朝鮮人をはじめ、在日外国人に対する偏見や差別を解消するため、文化・生活習慣等における多様性を認め、尊重し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることをめざします。
- ③ 「在日外国人教育にかかわる指導指針」に基づき、外国籍及び外国にル

ーツを持つ児童・生徒を対象とし、自国の民族の文化や歴史との豊かな出会いの機会を整備し、その具現化をはかるために「みんぞくの広場～未来～」を実施しています。韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ベトナム等の児童・生徒が参加し民族の文化的交流を展開しています。今後も国際化の流れの中、在日外国人の児童・生徒の実態やニーズを的確に捉えた内容を展開します。

- ④ 日常生活を送るのに必要な日本語を習得していないために、地域社会や医療機関等様々な場で、不安や不自由さを感じている外国人を対象として、「在日外国人日本語講座」を実施しています。今後も講座の充実、公共施設への外国語表記など、外国人が住みやすい環境づくりを推進します。

## 8 HIV感染者・ハンセン病患者等

### (1) 現状及び課題

HIVやハンセン病等の感染症の患者・回復者等が偏見や差別で苦しむことがないように、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。

エイズウイルス (HIV) やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズウイルス (HIV) は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万が一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

2003 (平成 15) 年 11 月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、依然として誤った認識や偏見が存在していたことが明らかになりました。このような偏見や差別の解消を更に推し進めるため、2009 (平成 21) 年 4 月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。また、2009 (平成 21) 年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補助金の支給等に関する法律」の施行日である 6 月 22 日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。さらに、国際社会においては、我が国が主導する「ハンセン病差別撤廃決議」が人権理事会 (2008 年ほか) 及び国連総会 (2010 年) において採択されました。

### (2) 施策の方向について

- ① HIV 感染者やエイズ患者に対する誤解等から生じる偏見や差別をなくすため、エイズに関する正しい知識を普及・啓発します。また、ハンセン病に

についての正しい知識を普及・啓発します。

- ② 学校においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくしていきます。ハンセン病については、啓発資料の適切な活用を図ります。

## 9 刑を終えて出所した人

### (1) 現状及び課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は見極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月を強調月間として“社会を明るくする運動”が実施されるなど、様々な取組が行われています。また、2016（平成28）年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、施行されています。

### (2) 施策の方向について

- ① 刑を終えて出所した人が、円滑に社会復帰できるよう、県民に対し、偏見や差別意識の解消に向けた広報・啓発を行います。
- ② 自立して社会生活をするのが難しい高齢者や障がいのある人については、出所前から刑務所、少年院等の矯正施設及び保護観察所と連携し、出所後ただちに福祉サービス等が利用できるよう調整を行い、地域の中で生活できるよう支援します。

## 10 犯罪被害者等

### (1) 現状及び課題

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心な

い中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穩が脅かされたりするなどの問題が指摘されてきました。その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、2005（平成 17）年 4 月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

同法に基づき、同年 12 月には、「犯罪被害者等基本計画」が作られ（2016（平成 28）年 4 月第 3 次基本計画策定）、毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの 1 週間は「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

## （２） 施策の方向について

- ① 犯罪被害者等の現状、二次被害の実態、犯罪被害者等と接する際の配慮事項・支援の必要性などについて、地域、学校などあらゆる場において理解が深められるよう啓発に努めます。
- ② 警察、医療、福祉など、犯罪被害者等と接する機会が多い職員を対象として研修会を開催し、被害者等が置かれている立場への理解や心情に配慮した対応が正しく行われるよう周知を図ります。児童・生徒に対する情操教育の一環として、犯罪被害者等の現状や支援の必要性に関する教育について、市教育委員会と協力し、実施に努めます。

## 1 1 インターネットによる人権侵害

### （１） 現状及び課題

インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが必要です。

我が国のインターネットの利用人口は年々増加し、2016（平成 28）年末には約 1 億 84 万人となっています（2017（平成 29）年版 情報通信白書より）。こうしたインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しています。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

小学生・中学生等の青少年の利用が年々増加している一方、SNS 等を利用した誹謗中傷等、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、政府は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を 2009（平成 21）年 4 月から施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務

化するなど、対策に取り組んでいます。

また、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則、画像の削除に係る「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆる「プロバイダ責任法」）の特例及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が、2014（平成26）年12月に施行されました。

## （２） 施策の方向について

- ① インターネットや携帯電話等の利用者が、ルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深められるよう広く市民に啓発を行います。また、インターネットの便利さに潜む危険性について広報・啓発を行います。
- ② 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するために発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。また、子どもたちや保護者、学校・教育関係者等を対象にインターネットを利用する際の危険性やフィルタリングサービスについての啓発を行います。子どもたちが技術の進歩に応じて安全に安心してインターネットや情報端末を利用できるような環境づくりに取り組みます。
- ③ 子どもたちの書き込み頻度の高いブログ、ネット掲示板等の監視を行います。インターネットを利用した人権侵害については、「プロバイダ責任法」によりプロバイダに対して当該情報等の停止・削除を求めるなど適切な対応に努めます。

## 1.2 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

### （１） 現状及び課題

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006（平成18）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

「北朝鮮当局による拉致問題等」については、法務省の人権擁護機関による啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げてきたところ、2011（平成23）年4月

の閣議決定により、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加されました。

## (2) 施策の方向について

2006（平成 18）年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されたことから、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、市民が関心と認識を深めるよう啓発を行います。

### 1.3 ホームレス

#### (1) 現状及び課題

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が起きている。そのため、2002（平成 14）年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が 10 年間の限時法として施行され、2012（平成 24）年 6 月に 5 年間、2017（平成 29）年 6 月に 10 年間その期限が延長されました。同法に基づき、2013（平成 25）年 7 月の全国調査の結果を踏まえて、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されています。

#### (2) 施策の方向について

- ① ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、ホームレスの人権に対する理解を深めるための啓発を推進します。
- ② ホームレス問題は、雇用・経済的な要因に留まらず、傷病や高齢化、人間関係等の様々な要因が複雑に関係していることから、一人ひとりの状況・段階に応じて、関係機関等と連携しながら支援を行います。

### 1.4 性的指向

#### (1) 現状及び課題

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛

(バイセクシュアル)を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

## (2) 施策の方向について

少数派であるという理由で差別したり、排除したりすることなく、それぞれの人の生き方を尊重する社会を実現するため、偏見や差別をなくし、理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

## 15 性自認

### (1) 現状及び課題

からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。多くの方は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しない人は、そのために違和感を感じたり、身体の手術を通じて性の適合を望んだりすることさえあります（性同一性障害）。そして、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。

2004（平成16）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（2008（平成20）年6月に改正法によって条件を緩和）。

### (2) 施策の方向について

少数派であるという理由で差別したり、排除したりすることなく、それぞれの人の生き方を尊重する社会を実現するため、偏見や差別をなくし、理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

## 16 人身取引（トラフィッキング）

### (1) 現状及び課題

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取等を目的とした事案が発生しています。



我が国では、2004（平成16）年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月、同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。

また、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、2005（平成17）年6月に刑法等の一部が改正され、同年7月から施行されています。

さらに、人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、政府一体となった人身取引対策を引き続き推進していくため、犯罪対策閣僚会議において、2009（平成21）年12月、「人身取引対策行動計画2009」が策定、2014（平成26）年12月には新たに「人身取引対策行動計画2014」が策定されたほか、内閣官房長官を議長とする「人身取引対策推進会議」の第1回会議が2015（平成27）年5月に開催され、以降毎年開催されています。

## （2） 施策の方向について

奈良地方法務局葛城支局や人権擁護委員協議会と連携し、啓発活動の推進に努めます。

### 17 東日本大震災に起因する人権問題

#### （1） 現状及び課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや被災地からの避難者に対するいじめ等の人権問題が発生しています。

#### （2） 施策の方向について

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止する啓発に努めます。

## 第4章 人権文化が確立された社会をめざして

### 1 推進体制の整備

本指針を積極的に推進するため、行政はもとより、各機関、団体と連携を深め、あらゆる分野や機会を通じて取り組むことが肝要なことと言えます。

そのため、人権施策課が核となり、教育委員会、大和高田市人権教育推進協議会、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、奈良県人権教育推進協議会、大和高田市企業人権教育推進協議会、大和高田市人権擁護委員会等の関係機関との連携を深めます。

また、庁内にあつては人権啓発推進本部が中枢となり、行政総体として取り組むためにも各セクションとの連携・協働をより深め、効果的、効率的な推進に努めます。そのためにも、行政内のすべてのセクションで、人権に係る多くの課題があることをすべての職員が認識することで、行政全体で人権施策の充実に取り組み、市民の人権意識の日常化に努めます。

この取組が実情に即したものとなるように、本指針に行政評価を加え、事業の点検、実施状況の把握に努めます。

さらに、社会の変動の時宜にかなうよう、適宜、人権啓発推進協議会に意見を求め、実効性のある人権施策の推進に努めます。

### 2 人権意識の確立

人権文化が確立された社会を実現するためには、一人ひとりが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活のなかで実践していくことが大切です。

これの実現のために、学校、幼稚園、保育所、こども園、地域社会、家庭、企業などあらゆる場を通じて、これまで行ってきた人権教育・啓発の取組を今後さらに充実させます。

学校、幼稚園、保育所、こども園は、人格を形成する人生の中で大きな部分をしめます。この時期に、人を大切にすることを育てることは非常に肝要なことであり、子どもの人権意識の確立に向けた取組を教育及び保育の中で推進します。

また、人権問題が、差別される側だけの問題ではなく、広く社会に存在する全ての人の課題であるという意識を広めていかねばなりません。そのため、地域社会での人権意識の確立のための取組として、校区人権教育推進協議会の活動を支援し、地区別懇談会等の取組の活性化を図ります。

企業や市民団体の人権問題に係る研修会等の取組には、講師の派遣・紹介、資料の提供等積極的に支援します。

また、人権教育・啓発アドバイザー等の指導者の資質向上のための研修会の

開催や各団体への研修を通じ、同和問題、障がい者、女性、外国人、高齢者、子ども、その他さまざまな人権問題について、理解と認識を深め、人権意識の確立された社会の創造をめざします。

### 3 相談・支援体制

人権意識の高揚を図ることにより偏見や差別意識を解消し、人権侵害が起こらない社会づくりに取り組むとともに、具体的な人権侵害に対しては、積極的にその解決に向けたシステムを構築しなければなりません。

国民に保障されている基本的人権の擁護については、法務局、人権擁護委員等により取り組まれてきました。地域において人権問題を担う人権擁護委員については、市民からも気軽に相談ができるように、その制度の周知に努めます。

市民の人権を擁護する人権擁護委員や、国の機関との密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に努めます。現在、実施されている人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談については、的確な助言や指導ができるよう相談員等の資質の向上や相談員機能の充実にに向けた取組を推進します。

また、2005（平成 17）年に国、県、市町村、NPOなどが参加して「なら人権相談ネットワーク」が設立されました。これを活用して、関係機関相互の連携を強化し、相談者の立場に立ったきめ細かな相談活動の推進に努めるとともに、就労支援、生活支援など自立につながる支援策の充実に進めます。

### 4 関係機関・団体等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権問題に取り組む国、県、市町村などの各行政機関がそれぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、互いが連携、協力し、それぞれが持っている人権情報、啓発手法等を交換しながら施策を推進することが重要です。

「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」の活動に積極的に参画し、他の市町村と緊密な連携を図りながら啓発活動を推進します。

また、地域に根付いた人権教育・啓発を推進するため人権教育推進協議会や企業や民間団体等の人権教育・啓発の取組とも連携し、校区人権教育推進協議会との協働を深めます。

さらに、人権擁護委員と連携して相談事業の充実に努め、人権文化が確立された社会の創造をめざします。

## 用語解説

### 【アイヌ民族】

「アイヌ」とは、アイヌ語で「人間」という意味。平成25年（2013年）に北海道庁が行った調査では、道内に約1万6千人が居住していると報告されている。

### 【H I V (Human Immunodeficiency Virus)】

ヒト免疫不全ウイルス。H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。H I Vは血液、精液、膣分泌液、母乳などに多く含まれる。感染は、粘膜（腸管、膣、口腔内など）および血管に達するような皮膚の傷（針刺し事故等）からであり、傷のない皮膚からは感染しない。そのため、主な感染経路は「性行為による感染」、「血液による感染」、「母子感染」となっている。

### 【性的指向】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことで、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をいう。

### 【性同一性障害】

遺伝子や身体といった生まれながらにある生物学上の性やそれに基づいて社会的に求められる役割と、自身が感じている性別といった心理的なものとの間に違和感や苦痛を感じる障害のことであり、自身の性に対する不快感と、反対の性に対する同一感を持つもの。

### 【合理的配慮】

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利・利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮（「合理的配慮」）を行うことを求めている。（例：筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる、会場の座席など、障害者の特性に応じた位置取りにする など）

### 【セクシュアル・ハラスメント】

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれる。

### 【SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）】

Social Networking Service の略。「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。日本ではmixi やTwitter、世界ではFacebook などが知られている。

### 【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

一般的には、配偶者や恋人、元配偶者等「親密な関係にある（あった）」者からふるわれる暴力のことをいう。暴力には身体的なものだけではなく、精神的、性的、社会的、経済的、子どもを巻き込む暴力等が含まれる。

### 【ノーマライゼーション (Normalization)】

障がいのある人もない人もともに生きる社会こそノーマル(普通)であり、本来の姿であるとする考え方。また、そうした社会を実現しようとする取組を指す。

### 【バリアフリー】

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。元は建築用語として登場し、道路・建物などの段差の解消等物理的な面で用いることが多いが、より広く高齢者や障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の解消や、情報バリアフリーのように情報機器の利用環境等における障壁の解消についても用いられる。

### 【本人通知制度】

本人の権利及び利益を保護し、住民票等の不正取得を抑止するため、住民票の写しや戸籍謄本等が本人以外の第三者に不正に取得された場合に、その事実を本人に通知する制度。

### 【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

### 【人権3法】

2016（平成 28）年に施行された人権に関わる3つの法律（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」・「部落差別の解消の推進に関する法律」）の総称。（p 36, p 37 参照）

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
国際連合第3回総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、この世界人権宣言を公布する。

(自由平等)

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

(権利と自由の享有に関する無差別待遇)

第2条1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

(生存、自由、身体の安全)

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

(奴隷の禁止)

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

(非人道的な待遇又は刑罰の禁止)

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

(法の下に人としての承認)

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下においても、人として認められる権利を有する。

(法の下における平等)

第7条 すべての人、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

(基本的権利の侵害に対する救済)

第8条 すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

(逮捕、拘禁又は追放の制限)

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

(裁判所の公正な審理)

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに當つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

(無罪の推定、罪刑法定主義)

第11条1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のため有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

(私生活、名誉、信用の保護)

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

(移転と居住)

第13条1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

(迫害)

第14条1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

(国籍)

第15条1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

(婚姻と家庭)

第16条1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教にいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

(財産)

第17条1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

(思想、良心、宗教)

第 18 条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

(意見、発表)

第 19 条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えることと否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

(集会、結社)

第 20 条 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

(参政権)

第 21 条 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

(社会保障)

第 22 条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

(労働の権利)

第 23 条 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

(休憩、余暇)

第 24 条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

(生活の保護)

第 25 条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

(教育)

第 26 条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎



的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者に等しく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

(文化)

第 27 条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

(社会的国際的秩序)

第 28 条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

(社会に対する義務)

第 29 条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

(権利と自由に対する破壊的活動)

第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 人権擁護都市宣言

昭和 49 年 6 月 21 日

大和高田市議会議決

大和高田市は、本年度は「人権モデル地区」として自由人権思想の普及高揚をはかるため強力な推進活動を行うことになりました。当市では、昭和 41 年から大和高田市及び人権擁護委員並びに法務局が一体となって、毎月定期的に「人権相談所」を開設して、相談事件を通じて個人の人権擁護をはかり、あるいは講演会・座談会を開催して、人権思想の啓発につとめてきたのであります。

ところで、戦後の混迷が続いた時代には、人権擁護機関は住民に正しい指標を与え、社会の民主化に大きく貢献したのでありますが、高度経済成長下の現在では、公害・交通災害等、あらたな人権問題を誘発し、家庭生活にも深刻な影響を及ぼして、いろいろと遺憾な事態を惹起しております。

そこで本市議会は、全市民と一体となって、日常生活の中での人権尊重のあり方を探求し、人権擁護のモデル地区として明るい住みよい社会建設のための布石となることを決意し、平和で明るい民主社会たる大和高田市実現のため努力することを宣言します。

## 大和高田市人権擁護に関する条例

平成 9 年 3 月 19 日

条例第 4 号

改正 平成 12 年 12 月 14 日条例第 35 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚を図るとともに、前条の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、部落差別等あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境を醸成し、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の充実に努めるものとする。

(意識調査等の実施)

第5条 市は、人権擁護に関する施策の推進に当たって、必要に応じ意識調査等を行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月14日条例第35号)

この条例は、平成13年1月6日から施行(中略)する。

## 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

平成9年3月27日公布

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになってきている。我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布

## (目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該

施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 大和高田市男女共同参画推進条例

平成14年3月19日条例第1号

我が国においては、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際社会の動きと連動して、あらゆる分野において「女子差別撤廃条約」を機軸として法制度の整備がなされてきた。

しかし、現在の社会の仕組みや慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識や性に基づく偏見や差別は依然として根強く残されており、真の男女平等の達成のためには多くの課題が残されている。

本市においては、近年、人口増加に停滞がみられるものの、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が着実に進行しつつある。また、大阪通勤圏のベッドタウン化等による地域コミュニティの空洞化など、地域社会のあり方が問われ、新しい価値観によるまちづくりが求められている。

一方、情報化、国際化の進展、産業構造の変化とともに、本格的な少子・高齢社会を迎え、大和高田市が「新商都たかだ」として、新たな進展の道をきりひらき、だれもが豊かで安心して暮らせる社会をつくるために、女性と男性が互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会をつくることが緊急の課題となっている。

大和高田市は、まちづくりの基本理念である「夢と希望と感動にであうまち・大和高田市」を目指して、男女共同参画社会の実現を市政の重要政策と位置付け、女性と男性が互いの個性を認めつつ、対等なパートナーとしてまちづくりに参画し、ともに責任を担う社会を形成していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、大和高田市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組む。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保と体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(後略)

## 大和高田市人権啓発推進本部設置規程

平成 14 年 4 月 1 日告示第 46 号

改正 平成 16 年 4 月 1 日告示第 49 号

平成 17 年 4 月 1 日告示第 41 号

### (設置)

第 1 条 部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目指し、人権問題に対する啓発活動を積極的に推進し、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図ることを目的とし、大和高田市人権啓発推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権啓発の施策の企画立案及び実践活動を行うこと。
- (2) 職員の人権意識高揚のための研修を行うこと。
- (3) 啓発推進のための指導者の育成を行うこと。
- (4) 実践活動をより強化するために、大和高田市人権教育推進協議会と密接な連携を図ること。
- (5) その他目的達成に必要な事項

### (組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は助役、収入役、教育長及び市民商工部長をもって充てる。
- 3 本部委員は、市の執行機関すべての部長、次長、課長及び課長補佐をもって構成する。

### (運営)

第 4 条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部に企画委員会を置く。

### (企画委員会)

第 5 条 企画委員会の委員は、人権政策課長、総務課長、広報情報課長、男女共同参画推進室長、人事課長、商工振興室課長、児童福祉課長、保育課長、社会福祉課長及び高齢者福祉課長並びに教育委員会生涯学習課長をもって充てる。

- 2 企画委員会は、人権政策課長が必要に応じて招集する。
- 3 企画委員会は、第 1 条の目的を達成するために企画及び立案を行う。

### (庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、市民商工部人権政策課で処理する。

### (補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。  
(大和高田市同和問題啓発推進本部設置規程の廃止)
- 2 大和高田市同和問題啓発推進本部設置規程（昭和 61 年告示第 29 号）は、廃止する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日告示第 49 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日告示第 41 号）

この告示は、告示の日から施行する。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 4 月 1 日施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度整備の一環として、「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

この法律は、障がい者を理由とする差別の解消を推進することにより、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、障がい者を理由とする差別解消の推進に関する基本的な事項や、国・地方公共団体・民間事業者による「障がい者を理由とする差別の禁止」を定めています。「障がい者を理由とする差別」とは「不利益な取扱い」と「合理的配慮の不提供」をいいます。また、障がいのある人から社会的障壁を取り除くための配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、障がいのある人の状況に応じた必要かつ合理的な配慮を行うことも定めています。なお、合理的配慮の提供については、行政機関等は法的義務、事業者は努力義務となります。

## 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日施行

「特定の人種や民族への差別」をおおるヘイトスピーチ(憎悪表現)の抑止・解消を目的とした法律。

本法では、ヘイトスピーチを本邦外（日本国外）出身者への「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知」する行為、「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義し、基本理念として「(国民は)不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と掲げている。基本的施策としては、国に対して、相談体制の整備、人権教育の充実、啓発活動の実施などを定めている。また地方公共団体に対しては、国との役割分担を踏まえながら、実情に応じた施策を実施することを定めている。



## 部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日施行

### (目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 大和高田市人権施策に関する基本指針

発行年月	2006（平成18）年 3月
改訂年月	2011（平成23）年 3月
改訂年月	2018（平成30）年 3月
編 集	大和高田市 市民部 人権施策課 〒635-8511 大和高田市大中100-1 TEL 0745-22-1101（代表）